

## 千葉市自死遺族支援事業補助金交付要綱

### (補助金の交付)

第1条 市長は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に規定する自殺者の親族等に対する支援及び民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動に対する支援を行うため、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、自死遺族支援事業を行う民間の団体に対し、当該事業に要する経費の一部について補助金を交付する。

### (補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、民間の団体が行う自死遺族支援事業とする。

2 前項に規定する「自死遺族支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 自死遺族自助グループ運営事業（自死遺族自助グループの会議を運営する事業をいう。）
- (2) 自死遺族自助グループ・スタッフ資質向上研修事業（自死遺族自助グループ・スタッフ（当該民間の団体において自死遺族自助グループの運営の補助、支援等を行う者をいう。次号において同じ。）の新たな課題等に関する情報の共有、資質の向上等を目的として研修を実施する事業をいう。）
- (3) 自死遺族自助グループ・スタッフ養成研修事業（自死遺族自助グループ・スタッフを新たに養成するための研修を実施する事業をいう。）
- (4) 自死遺族自助グループ普及事業（自死遺族自助グループの活動等についての市民等の関心と理解を深めることを目的として行う講演会、普及啓発活動等の事業をいう。）
- (5) 対面相談員研修事業（自殺者の親族等の対面相談に従事する相談員の資質の向上等を目的として研修を実施する事業をいう。）

3 前項に規定する「自死遺族自助グループ」とは、自殺者の親族等が自らの体

験、心情等を述べること等により、他者と痛みを分かち合い、支え合うこと等を主たる目的として自殺者の親族等により構成される組織又は当該組織が行う会議であって、民間の団体が主催するものをいう。

4 補助金は、次に掲げる要件を満たす民間の団体に限り、交付するものとする。

- (1) 本市に主たる事務所を有すること。
- (2) 本市において自殺の防止等に関する活動の実績を有すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の目的等を勘案して市長が定める要件（経費及び補助額）

第3条 補助事業の経費及び補助額は、次のとおりとする。

|         |  |
|---------|--|
| 補助事業の経費 | 補助事業の実施に必要な報償費、旅費、会議費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料及び会場借上料  |
| 補助額     | 次に掲げる額のうちいずれか少ない額の2分の1<br>(1) 補助事業の経費の総額から参加者自己負担金及び補助事業に充てる他団体から交付される補助金等の収入額を控除した額<br>(2) 400,000円 |

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、市長が定める期日までに自死遺族支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に関する事業計画書
- (2) 補助事業に関する収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類及び法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 法人でない団体にあつては、役員（代表者又は管理人の定めがあるものの

代表者又は管理人を含む。) の名簿

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、自死遺族支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 第5条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、自死遺族支援事業補助金事業等変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに、その結果を自死遺族支援事業補助金事業等変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、自死遺族支援事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に関する事業報告書

(2) 補助事業に関する収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、自死遺族支援事業補助金額確定通知書(様式第6号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、自死遺族支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、自死遺族支援事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、自死遺族支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、自死遺族支援事業補助金返還命令書(様式第10号)によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。